

学校法人大阪音楽大学 寄附行為

組織変更認可申請：昭和26年 2月19日

文部省地管第108号認可：昭和26年 3月 5日

最近変更認可：令和 2年 3月26日

この学園は、大正4年永井幸次が音楽教育の必要を痛感してこれを創立しその努力によって大阪音楽大学に至るまで発展せしめた。この開学の精神を尊重し益々音楽教育に貢献せんとするものである。

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人大阪音楽大学と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府豊中市庄内幸町1丁目1番8号に置く。

第 3 条 (削除)

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、音楽に関する教育を通じて有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 大阪音楽大学 大学院 音楽研究科
音楽学部 音楽学科
- (2) 大阪音楽大学短期大学部 音楽科
- (3) 大阪音楽大学附属音楽幼稚園

第 3 章 役員及び理事会

(役員)

第 6 条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- (1) 理 事 10～15人
- (2) 監 事 2人

2. 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の決議により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。
3. 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総理し、この法人の業務についてこの法人を代表する。
4. 理事長は、必要に応じ、理事総数の過半数の決議により理事のうちから副理事長を選任することができる。副理事長の職を解任するときも同様とする。
5. 副理事長は、理事長の職務を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
6. 理事長は、理事総数の過半数の決議により理事のうちから常任理事を選任する。常任理事の職を解任するときも同様とする。
7. 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

第 7 条 (削除)

(理事の選任)

第 8 条 大阪音楽大学の学長は、その在職中理事となる。

2. 評議員のうちから選任される理事は2人とし、評議員の互選で定める。
3. 前2項の規定により選任された理事以外の理事はこの法人に関係のあるもの又は学識経験者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。
4. 第1項及び第2項の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第 9 条 監事は、この法人の理事、職員（学長、園長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の職務)

第 10 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

と。

- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
2. 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときには、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期及び補充)

- 第 11 条 役員（第8条第1項の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。）の任期は4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。
2. 役員は、再任されることができる。
 3. 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常任理事にあっては、その職務を含む。）を行う。
 4. この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

- 第 12 条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 死亡。
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事代表権の制限)

- 第 13 条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第 14 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会の予め指定した他の理事が順次にその職務を代理し、又はその職務を行う。ただし、副理事長が選任されている場合にあっては第6条第5項の定めによる。

(理事会)

第 15 条 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

2. 理事会は、理事をもって組織する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
9. 第10条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
11. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
12. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めある場合を除く外、出席理事の過半数で決し、可否同数の時は議長の決定するところとなる。
13. 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 15 条の2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(責任の免除)

第 15 条の3 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる金額を限度として理事会の決議によ

って免除することができる。

(責任限定契約)

第 15 条の4 理事（理事長、副理事長、常時執務の常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「特定日時執務の理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該特定日時執務の理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額を限度とする旨の契約を特定日時執務の理事等と締結することができる。

第 16 条（削除）

(議事録)

第 17 条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常任理事会)

第 18 条 理事会は、理事会において決定したこの法人の業務並びに理事長の職務を円滑に遂行するため、理事会内部に常任理事会を置く。

2. 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって組織し、その構成員数は理事定数の2分の1を超えないものとする。
3. 常任理事会の運営等については、別に定める「学校法人大阪音楽大学常任理事会規程」による。

第 4 章 評議員会

(組織)

第 19 条 評議員会は、次に掲げる評議員をもって組織し、評議員の定数は21～31人とする。

- (1) この法人の職員のうちから選任された者8～13人
 - (2) この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者5人
 - (3) （削除）
 - (4) この法人に関係ある者又は学識経験者8～13人
2. 前項第1号に規定する評議員は、その職員の地位を退いた時は評議員の職を失うものとする。

(評議員の選任)

第 20 条 前条第1項第1号に規定する評議員は、理事会が推薦し評議員会において選任する。

2. 前条第1項第2号及び第4号に規定する評議員は、理事会において選任する。

(評議員の任期)

第 21 条 評議員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は、再任されることができる。

3. 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 21 条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2. 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(評議員会)

第 22 条 評議員会は、理事長が招集する。

2. 評議員会の議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

3. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

4. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

5. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

8. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

10. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）
及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける
財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 24 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第 25 条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 26 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 27 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用

財産に編入する。

(財産処分の制限)

第 28 条 基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 29 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 31 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときにも同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上8年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 32 条の2 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 33 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3. 決算において剰余金がある時は、その一部又は全部を基本財産に繰り入れ、又は運用財

産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 34 条 この法人は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 34 条の2 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき

寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき

当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき

これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき

当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 34 条の3 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 35 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヵ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 36 条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 38 条 この法人が解散した場合（合併又は破産による解散を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 39 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 40 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 40 条の2 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、大阪音楽大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則等)

第 42 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和26年3月5日から施行する。

附 則（昭和31年12月12日文部省地管第118号）

この寄附行為は、昭和31年12月12日から施行する。

附 則（昭和32年5月28日文部省校管第64号）

この寄附行為は、昭和32年5月28日から施行する。

附 則（昭和33年1月10日文部省地管第102号）

この寄附行為は、昭和33年1月10日から施行する。

附 則（昭和34年11月30日文部省地管第75号）

この寄附行為は、昭和34年11月30日から施行する。

附 則（昭和35年7月28日文部省校管第50号）

この寄附行為は、昭和35年7月28日から施行する。

附 則（昭和40年1月25日文部省校管第97号）

この寄附行為は、昭和40年1月25日から施行する。

附 則（昭和41年8月5日文部省校管第107号）

この寄附行為は、昭和41年8月5日から施行する。

附 則（昭和42年1月11日文部省地管第1の3号）

この寄附行為は、昭和42年1月11日から施行する。

附 則（昭和43年3月30日文部省校管第6の57号）

この寄附行為は、昭和43年3月30日から施行する。

附 則（昭和47年4月24日文部省校管第67号）

この寄附行為は、昭和47年4月24日から施行する。

附 則（昭和49年7月18日文部省校管第1の54号）

この寄附行為は、昭和49年7月18日から施行する。

附 則（昭和53年9月29日文部省校管第1の90号）
この寄附行為は、昭和53年9月29日から施行する。

附 則（昭和56年6月12日文部省地管第2の40号）
この寄附行為は、昭和56年6月12日から施行する。

附 則（昭和56年8月13日文部省校管第1の66号）
この寄附行為は、昭和56年8月13日から施行する。

附 則（平成3年8月1日文部省校高第1の57号）
この寄附行為は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成4年1月27日文部省校高第1の80号）
この寄附行為は、平成4年1月27日から施行する。
ただし、音楽科第1部に係る名称の改正規定は平成4年4月1日から施行する。

（大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部の存続に関する経過措置）
大阪音楽大学短期大学部音楽科第1部は、改正後の寄附行為第5条の規定にかかわらず、平成4年3月31日現在当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成16年8月17日16文科高第368号）
この寄附行為は、平成16年8月17日から施行する。

附 則（平成18年3月10日17校文科高第484号）
この寄附行為は、平成18年3月10日から施行する。

附 則（平成23年11月15日）
この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月3日）
この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月22日29受文科高第500号）
この寄附行為は、平成29年8月22日から施行する。

附 則（平成30年3月16日）
この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日元文科高第1176号）
令和2年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。